

○杵築市地域活動支援センター事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日杵築市告示第 59 号)

改正	平成 19 年 3 月 30 日告示第 20 号	平成 20 年 6 月 30 日告示第 27 号
	平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号	平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号
	平成 22 年 4 月 1 日告示第 39 号	平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号
	平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号	平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号
	平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号	平成 28 年 3 月 31 日杵築市告示第 23 号

(目的)

第 1 条 杵築市地域活動支援センター事業(以下「事業」という。)は、障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、さらにその機能を充実強化することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、杵築市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等(以下「事業所」という。)に委託することができる。

(事業の内容)

第 3 条 この事業は、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する事業(以下「基礎的事業」という。)に加え本事業の機能強化を図るため、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等、入浴等のサービスを実施する。

(1) 職員配置 基礎的事業による職員(2 名以上とし、うち 1 名は専任者とすること。)の他 1 名以上の職員を配置するものとする。

(2) 利用者数 1 日当たりの実利用人員が、おおむね 10 名以上であること。

(対象者)

第 4 条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者であって、市内に住所を有する者とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条第 3 項の規定に基づき市が支給決定する者については、住所の有無にかかわらずこの事業の対象者とし、市が支給決定をしない者については、この事業の対象者とししないものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等

(5) その他、福祉推進課長が必要と認めた障害者等

(利用の申請)

第 5 条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、杵築市地域活動支援センター事業利用申請書(様式第 1 号)を福祉推進課長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第 6 条 福祉推進課長は、前条の規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは杵築市地域活動支援センター事業利用決定(却下)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するとともに、決定した障害者等を地域活動支援センター事業利用登録者名簿に登載するものとする。

2 利用の決定については、障害者等の障害の程度や日常生活の状況、介護を行う者の状況等の勘案事項整理票(様式第 3 号)を作成し、その必要性を検討したうえで決定するものとする。また、障害の程度に応じて、単価の区分(別表第 1)の決定を行うものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

第 7 条 前条の規定による決定の認定期間は、決定を行った日から起算して、最初に到達する 6 月 30 日までとする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの 1 月以内に第 5 条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の変更及び廃止)

第 8 条 利用者等は、次に掲げる事項に該当するときは、杵築市地域活動支援センター事業利用変更(廃止)届(様式第 4 号)により、速やかに福祉推進課長に届け出なければならない。

(1) 利用者の住所等を変更した場合

(2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合

(3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第 9 条 福祉推進課長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条の規定による利用決定を取り消すことができる。この場合、杵築市地域活動支援センター事業利用取消通知書(様式第 5 号)により、通知するものとする。

(1) この事業の対象者でなくなった場合

(2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合

(3) その他福祉推進課長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第 10 条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用料)

第 11 条 利用者は、利用料としてサービスを提供した単価の 1 割を事業者に支払うものとする。ただし、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(利用料の負担上限月額)

第 12 条 利用者の当該事業の負担上限月額は家計に与える影響その他の事情をしん酌して、別表第 2 のとおりとする。

(委託料)

第 13 条 第 2 条第 2 項の規定により事業を委託する場合の委託料は、委託契約書で定める金額から第 11 条に規定する利用料を差し引いた分を事業所に対して支払うものとする。

(遵守事項等)

第 14 条 事業者は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、福祉推進課長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供した日から 5 年間保存しなければならない。

5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

6 福祉推進課長は、事業の適切な実施を図るため必要に応じて、事業所が行う業務の内容を調査するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉推進課長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 20 号)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 杵築市経過的デイサービス事業の支給決定を受けている障害者等については、この要綱に規定する第 6 条の決定を受けたものとみなすことができるものとする。

附 則(平成 20 年 6 月 30 日告示第 27 号)

この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日告示第 19 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日告示第 20 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 39 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号)

この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日杵築市告示第 23 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

障害 の種 類等	障害の程度による単価の区分等	
	(1) 障害の程度による単価の区分の内容	
身体 障害 者	区分	障害の種類
	区分 1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 つ以上の日常生活動作について全介 助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
	区分 2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 つ以上の日常生活動作について一部 介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
	区分 3	区分 1 及び区分 2 に該当しない程度

(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準

項目	支援度合	判断基準
食事	全介助	全面的に介助を要する。
	一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
排せつ	全介助	全面的に介助を要する。
	一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
入浴	全介助	全面的に介助を要する。
	一部介助	体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
移動	全介助	全面的に介助を要する。
	一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。

(3) 留意事項

- ・ 視覚障害1級、聴覚障害2級、音声機能・言語機能障害3級の者は、原則として、区分2における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うとともに、これらの者であって、他の身体機能の障害を併せもつことにより、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とするものは、区分1における「これに準ずる程度」に該当するものとして取り扱うこと。
- ・ 食事、排せつ、入浴及び移動の各日常生活動作のそれぞれについて、やや時間がかかっても介助なしに一人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取り扱うこと。

知的
障害
者

(1) 障害の程度による単価の区分の内容

区分	障害の種類
区分1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度若しくは著しい行動障害を有する程度又はこれに準ずる程度
区分2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度若しくは行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度

(2) 日常生活動作についての支援度合の判断基準

項目	支援度	判断基準
----	-----	------

		合	
	食事	全介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
		一部介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
	排せつ	全介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
		一部介助	排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
	入浴	全介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
		一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
	移動	全介助	目的地に着くまでつききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。
		一部介助	目的地に着くまで見守りや時々声をかけるなど部分的な支援を必要とする。
	行動障害	著しい あり	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。 下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動 3) 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為

別表第2(第12条関係)

区分	対象者区分	障害者の場合	障害児の場合
生活保護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に該当する生活保護世帯	0円	0円
低所得1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第3号に該当する市民税非課税世帯(前年収入合計額が80万円以下)	0円	0円
低所得2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に該当する市民税非課税世帯(低所得1に該当しないもの)	0円	0円
一般1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に該当する市民税課税世帯(所得割16万円	9,300円	4,600円

	(障害児の場合は 28 万円) 未満)		
一般 2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条第 1 項第 1 号に該当する市民税課税世帯(所得割 16 万円(障害児の場合は 28 万円)以上)	37, 200 円	37, 200 円

備考

- 1 この表における「世帯」の範囲については、障害者(障害児の場合は保護者)とその配偶者とする。
- 2 この表における「市民税」については、地域活動支援センター事業に係るサービス利用月が属する年の前年(利用月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年)の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市民税をいう。

様式第 1 号(第 5 条関係)

地域活動支援センター事業利用申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

地域活動支援センター事業利用決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

勘案事項整理票

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

地域活動支援センター事業利用変更(廃止)届

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

地域活動支援センター事業利用取消通知書

[別紙参照]

杵築市福祉推進課長 様

杵築市地域活動支援センター事業利用申請書

杵築市地域活動支援センター事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請につき、福祉推進課長が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うこと及び税務関係課長が回答すること、並びに本事業に伴う給付額をサービス事業所が代理受領することについて同意します。

記

申請者	フリガナ					生年月日	年 月 日
	氏 名	Ⓜ (個人番号)					
	居 住 地					電 話 番 号	
申請に係る児童氏名	フリガナ					生年月日	年 月 日
	氏 名	Ⓜ (個人番号)				続 柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号		疾患名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載すること)

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険	要 介 護 認 定	要支援()・要介護 1 2 3 4 5			
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の内容						
世帯員の状況	氏 名 (続柄)	生年月日		氏 名 (続柄)	生年月日	
所得区分		生活保護 ・ 低所得 1 ・ 低所得 2 ・ 一般 1 ・ 一般 2				

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ			申請者との関係
氏 名	Ⓜ (個人番号)		
住 所	〒 電話番号		

第 年 月 日 号

様

杵築市福祉推進課長



杵築市地域活動支援センター事業利用決定（却下）通知書

杵築市地域活動支援センター事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
		居 住 地		
決定に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	決定に係る児童氏名			
		続 柄		
有効期間				
費用負担			負担上限額月額	
障害の程度による単価の区分				

支援の内容	
-------	--

注 意 事 項	1 事業を利用する際は、この通知書を指定事業者に提示して下さい。 2 記載事項等に変更があったときには、杵築市福祉推進課長にその旨を届出て下さい。
---------	--

2 却下

却 下 理 由	
---------	--

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に杵築市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、杵築市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 3 号(第 6 条関係)

勘 案 事 項 整 理 票

身体障害者・知的障害者・精神障害者・児童

氏 名			生年月日	年 月 日 (歳)		
障 害 の 種 類 及 び 程 度			記 載 内 容			
	身 体 障 害 者 手 帳		(種 級)			
	療 育 手 帳		()			
	精神保健福祉手帳		(級)			
	疾 患 名		(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載すること)			
	障 害 程 度 区 分			有 効 期 間		
	日常生活の状況： 別紙					
そ の 他 の 心 身 の 状 況	入院治療の必要性： 有 ・ 無 通院： 無 ・ 有 (医療機関名： _____ 主治医： _____ 通 院 の 程 度 ： 通 院 ・ 往 診 月 ・ 週 回 _____)					
介 護 を 行 う 者 の 状 況	介 護 者	有 ・ 無				
	氏 名	(本人との続柄：)		性 別	男 ・ 女	年 齢
	心 身 の 状 況					
	生 活 状 況 等 (就労状況等を記入)					
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 利 用 の 状 況	利用中のサービスの種類、支給量、支給期間					
介 護 保 険 の 利 用 状 況	要介護度 ()、利用中のサービスの種類と内容等					

その他の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況			
サービス利用に関する意向の具体的内容	本人	利用目的	
	介保護者	利用目的	
当該障害者の置かれている環境	当該障害者が居宅する住宅構造、生活環境等を記入		
利用を希望する事業所			
調査者の意見			
調査年月日	年 月 日	調査担当者	印

別紙

日 常 生 活 の 状 況

1 日常生活関連動作（身体介助）に関する領域

項 目	状 況		
寝 返 り	要介助	— 少し不自由だが 自分でできる	自立
起 き 上 が り	要介助	— 少し不自由だが 自分でできる	自立
車いす等への移乗	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
衣 服 着 脱	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
食 事 行 為	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
排 せ つ 行 為	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
入 浴 行 為	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
移 動（屋 内）	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
移 動（屋 外）	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立

2 日常生活関連動作（家事援助）に関する領域

項 目	状 況		
調理（後片付けを含む。）	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
洗 濯	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
掃 除	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
整 理 ・ 整 頓	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
買 い 物	全介助	一部介助	少し不自由だが 自分でできる 自立
金 銭 管 理	全介助	一部介助	— 自立
健 康 管 理	全介助	一部介助	— 自立
人間関係の調整	全介助	一部介助	— 自立

※ 「健康管理」及び「人間関係の調整」については、知的障害者地域生活援助支援（グループホーム）にのみ適用

3 行動障害に関する領域

項 目	状				況
強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動	重要	中度	軽度	なし	
睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動	重要	中度	軽度	なし	
自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為	重要	中度	軽度	なし	

4 コミュニケーションスキルに関する領域

項 目	状				況
意思を伝達する	できない	ほとんど できない	ときどき できる	できる	
他者からの意思伝達を理解	できない	ほとんど できない	ときどき できる	できる	

様式第 4 号(第 8 条関係)

年 月 日

杵築市福祉推進課長 様

杵築市地域活動支援センター事業利用変更（廃止）届

杵築市地域活動支援センター事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり届出します。

記

利用 者 等	フリガナ					生 年 月 日	年 月 日
	氏 名	Ⓜ (個人番号)					
	居 住 地					電 話 番 号	
フ リ ガ ナ 利 用 に 係 る 児 童 氏 名					生 年 月 日	年 月 日	
	(個人番号)				続 柄		
身体障害者 手 帳 番 号		療 育 手 帳 番 号		精神保健 福祉手帳 番 号		疾患名	(障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律施行令に 規定する疾患名を 記載すること)

1 変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
氏 名 等		
居 住 地		
そ の 他		
変更年月日		

2 廃止

事業の利用を廃止します。

理由 ()

第 号
年 月 日

様

杵築市福祉推進課長



杵築市地域活動支援センター事業利用取消通知書

杵築市地域活動支援センター事業実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用 者 等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地			
フリガナ		生年月日	年 月 日	
申請に係る 児童氏名				
		続 柄		
取消年月日				
取消理由				

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に杵築市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、杵築市長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に杵築市を被告として（訴訟において杵築市を代表する者は杵築市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。